

## 8) 品目名：植栽基盤材

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。</p> <p>(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレン</p> <p>(2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質</p>
規格に関する基準	<p>1 秋田県土木工事共通仕様書第11編第1章第5節植栽基盤工11-1-5-2を満たすこと。</p> <p>2 肥料の品質の確保等に関する法律による登録又は届出等の必要がある場合は、その届出等をしていること。</p>
循環資源の配合率	<p>原材料として循環資源を50%以上（重量割合）使用していること。</p> <p>ただし、上記配合率未滿であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

平成16年9月13日制定

令和3年3月15日改訂